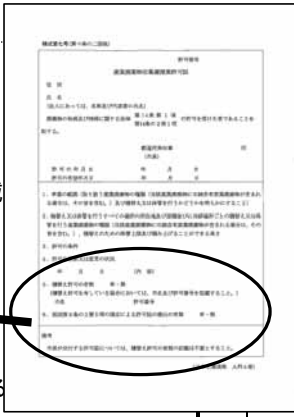


申請時の先行許可証について

許可証の一番下の項目の「規則第 条第 項の規定による許可証の提出の有無」の欄に、「無」と記載された他の自治体許可証か他の種類の産業廃棄物許可証があれば、提出書類の一部が省略できます。

4. 許可の更新又は変更の状況 年 月 日	
5. 積替え許可の有無 有・無 (積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載 市名 許可番号	
6. 規則第 条第 項の規定による許可証の提出の有無 無	
備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とする	

先行許可証として提出します。

先行許可証を使うメリット

1. 書類が省略できる

- ・本籍記載の住民票（役員、5%以上の出資者、政令で定める使用人）
(注意：個人で申請される場合は、申請者の住民票は省略できません。)
- ・「登記されていないことの証明」（役員、5%以上の出資者、政令で定める使用人
(出資者が法人の場合は、出資者の法人登記簿謄本も省略可)

2. 審査期間が短縮される


- ・先行許可証を使うことで、申請書の審査期間を短縮できます。

申請方法

先行許可証として提出する許可証の写しに、「先行許可証として提出します。」と記載して提出してください。

交付された許可証についての注意

- ・更新申請の際に、更新しようとする当該許可証を、先行許可証として使用することはできません。
- ・新しく発行される許可証は下記の明記となり、先行許可証として使えません。

6. 規則第 条第 項の規定による許可証の提出の有無 有	
備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。	